

主な指摘事項【小規模保育事業】

区分	項目	指摘内容	文書指摘件数
施設	連携施設の確保	連携施設について以下の内容を見直すこと。なお、連携施設が変更になる場合はこども育成室（施設担当）へ届け出ること。 （１）保育の内容に関する支援及び代替保育の提供について、具体的な連携内容を連携協定書等の書面で明確にすること。 （２）給食の調理・搬入方法及び費用負担に係る取り決めを連携協定書等の書面で明確にすること。 （３）重要事項説明書に連携施設及び連携協力の概要を記載すること。	4件
施設	職員配置基準	配置基準を満たしていない。また、複数の事業所を兼務する職員の当事業所での勤務実態が確認できないため、配置基準を満たしていることが確認できない。兼務職員は事業所毎にタイムカードを配置し各事業所で出退勤時間を打刻する等、事業所毎の勤務時間を明確にした上で、基準を満たすよう職員を配置すること。 土曜日の職員の配置について、保育士1名が保育中に給食の調理に従事している時間があるため、その間、配置基準を満たしていない。給食の調理は他の職員を配置し配置基準を満たすこと。 管理者と保育士1名で保育を行っている時間帯があるが、管理者を配置基準上の保育士数に含めることはできない。他の職員を配置し配置基準を満たすこと。	3件
施設	所長・管理者の設置	土曜日及び調理員が休みの際に恒常的に管理者（園長）が給食の配送及び盛付配膳等の業務に従事しており、常時実際に運営管理の業務に専従しているとはいえない。速やかに代替の職員を配置するとともに、当該期間において減算措置の対象とならないかこども育成室へ確認すること。	2件
施設	運営規程の内容	運営規程における記載事項を見直すこと。	2件
施設	重要事項説明の内容	重要事項説明書における記載事項を見直すこと。	2件
施設	非常災害対応	非常災害時の対応について、園舎内及び避難所までの避難経路図、関係機関等の緊急連絡先一覧、職員の緊急連絡体制等を含む園独自の防災マニュアルを整備すること。	1件
施設	午睡の確認方法	午睡の確認について、呼吸、顔色、体の向き、寝具の状態等、確認する項目を明確にし、チェック表等に記載すること。（前回口頭指摘事項の未改善）	1件
保育	事故防止	ガイドライン等を基に園において実施している事故防止策、事故が発生した場合の対応方法、報告・記録方法や原因分析及び再発防止策の策定・周知の手順等が記載された指針（事故対応マニュアル）を整備すること。	1件
保育	非常災害対応	非常災害時の対応について、園舎内及び避難所までの避難経路図、関係機関等の緊急連絡先一覧、職員の緊急連絡体制等を含む園独自の防災マニュアルを整備すること。	1件
保育	プール・水遊び	水遊びについて、監視に専念する人員を配置できない場合には水遊びを行わないこと。また、保育者以外に監視者が配置されていることがわかるよう、記録様式は適切に記載すること。	1件
給食	食材の発注	使用食材は予定献立の一人当たりの可食量及び在籍人数から算出した必要量に基づき購入すること。 使用食材は食材毎に廃棄率を定め、一定の廃棄率を加味して発注すること。また、在庫品を使用し発注量を調整した場合は、適正量の食材を使用したことがわかるよう、発注量及び在庫品の使用量について記録を残すこと。	4件
給食	栄養目標量の設定	在籍園児の性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、給与栄養目標量及び食品構成基準を設定すること。なお、設定の根拠として提示できるよう、積算過程を整理し書面で残すこと。	5件
給食	栄養評価の実施	給与栄養目標量及び食品構成基準を見直したうえで、月報により実際に提供した給食に基づく栄養充足率の評価を行い、その結果を食事計画の改善に繋げること。	4件
給食	職員配置基準	調理従事者について、無資格の調理員1名しか配置していない。調理員のうち少なくとも1人は栄養士または調理師の免許を有する者でなければならないとされているため、すみやかに栄養士または調理師を配置すること。	1件
給食	所長・管理者の設置	調理員が休みの際に恒常的に管理者（園長）が調理業務に従事しており、管理者が常時実際に運営管理の業務に専従しているとはいえない。当該期間において減算措置の対象とならないかこども育成室へ確認すること。なお、他拠点より調理従事者の応援を受ける場合は、応援者の出勤記録を残すこと。	1件
給食	食育の取組	全体的な計画が作成されておらず、今年度の食育計画も確認できない。全体的な計画を作成のうえ、食育計画を全体的な計画に基づき作成すること。なお、食育計画はねらいや目的等、計画の内容を職員全体で共有するとともに、評価・反省欄を設け毎年評価を行うこと。	1件